

件 名	愛媛県公衆衛生獣医師確保修学資金等貸与条例
主 管 課	薬務衛生課
根拠法令等	
【制定の概要】 1 制定理由 大学の獣医学を履修する課程に在学する者であって、将来県の機関に獣医師として勤務しようとするものに対し、修学資金等を貸与することにより、県の公衆衛生に関する業務に従事する獣医師の確保を図るため、この条例を制定しようとするものである。 2 条例の概要 (目的) 大学の獣医学を履修する課程に在学する者であって、将来県の機関に獣医師として勤務しようとするものに対し、修学資金及び入学手続き金を貸与することにより、県の公衆衛生機関に勤務する獣医師の確保を図ることを目的とする。 (貸与対象者) 大学の獣医学を履修する課程に在学する者で将来県の機関に獣医師として勤務しようとするもののうちから採用する。 (返還) 次のいずれかに該当するときは、貸与を受けた修学資金等を事由発生日から起算して1年以内に一括して返還しなければならない。 ・ 修学資金等の貸与を取り消されたとき ・ 修学資金の貸与を辞退したとき ・ 大学を卒業した後2年以内に獣医師とならなかったとき ・ 獣医師となった後直ちに県の機関に獣医師として勤務しなかったとき ・ 県の職員でなくなったとき ・ 大学を卒業した後死亡したとき (返還債務の当然免除) 次のいずれかに該当する場合、返還債務の全額を免除する。 ・ 修学資金の給付を受けた期間の二分の三に相当する期間、県の公衆衛生関係機関の獣医師として勤務したとき（入学手続き金の貸与を受けた者は1年間加算した期間） ・ 公務上死亡し、又は公務に起因する心身の故障のため免職されたとき	
施 行 日	令和7年4月1日
【その他参考事項】	